

矯正局長
殿
大阪矯正管区長

播磨社会復帰促進センター長

自殺事故速報（刑事施設）

1 事案発生日時及び概要

令和6年9月17日（火）午前5時49分頃、当センター第[]寮[]階第[]室（単独室）において、事故者がタオル2本を連結した上、同室窓側にある鉄格子にタオルの一端を結び付け、もう一端を輪状にして、その輪の中に首を入れ、両足を前方に投げ出して座った状態でい首しているのを巡回中のA看守が発見し、直ちに非常ベル通報した。

同通報により、監督当直者B看守長外数名の職員が同室に急行し、同室を開扉の上、事故者の頸部に巻き付けられたタオルをはさみで切断し、胸部圧迫、AED使用等の救命措置を講じるとともに、救急車の出動を要請し、外部医療機関に搬送したものの、同日午後11時10分、同医療機関医師により死亡が確認されたもの。

2 関係者名等（事故者）

(1) 身分 懲役受刑者

(2) 氏名（性別） []（男）

(3) 生年月日 []（3[]歳）

(4) 罪名 []

(5) 刑名、刑期 []

(6) 刑の起算日 []

(7) 刑の終了日 []

(8) 入所度数 []

(9) 制限区分及び優遇区分 []

(10) 所内における行状の良否 []

(11) 住所 []

(12) 国籍 []

(13) 要注者等の指定の有無 []

3 推定事故原因

本件事案発生後、事故者の居室検査を行ったところ、[]

[]「遺書」と題する文面が発見され、[]詳細については不明である。

4 事案に対し執った処置・今後執るべき処置

- (1) 令和6年9月17日(火)午前5時51分頃、非常ベル通報により臨場したB看守長外数名の職員で事故者の居室を開扉し、B看守長は、い首している事故者の状況を確認するや、直ちに救急車の要請及びAEDの使用を指示し、同時52分、C看守部長をして事故者の身体を支えさせた上で、
同室床に事故者を仰向けに寝かせた。
 - (2) その後、事故者の状態を確認したところ、体温は感じられるものの、呼吸、意識が認められず、また、呼び掛けに応じなかったため、B看守長は、直ちに胸部圧迫を開始するとともに、AEDを使用したところ、AEDから電気ショック不作動の音声ガイダンスがあったことから、胸部圧迫を継続し、D看守をして胸部圧迫、人工呼吸器使用等の蘇生措置を継続した。
 - (3) 同時53分、E主任看守が119番通報したことを受け、B看守長の指揮により、職員数名をして、胸部圧迫を継続しながら事故者をストレッチャーに載せ、庁舎出入口へ搬送した。
 - (4) 同日午前6時9分頃、救急隊員3名が当センターへ到着したため、事故者を引継ぎ、同時15分頃、救急車は当センターを出発し、同時27分頃、外部医療機関へ搬送した。
 - (5)
 - (6) 同時25分、事故者を
した。
 - (7) 同時49分、神戸地方検察庁姫路支部（以下「姫路支部」という。）に対し、事故者を同機関に救急搬送した旨、また、同日午前8時25分、事故者を
した旨それぞれ通報した。
 - (8) 同日午後11時10分、同機関医師により、事故者の死亡が確認された（直接死因：縊頸）。
 - (9) 同時20分、姫路支部に対し、事故者が死亡した旨を通報した。
 - (10) 同月18日(水)午前2時から同時57分までの間、同機関において、姫路支部検察官による司法検視が実施された。
なお、同司法検視に合わせ、行政検視を実施した。
 - (11) 同日午前3時25分から同4時16分までの間、当センターにおいて、本件事案に係る職員の対応の映像検証、事故者の居室の現場検証が実施された結果、本件について、事件性は認められず、司法解剖も実施しないとの所見が示された。
- #### 5 特別機動警備隊等の派遣の必要の有無及びその理由
- 該当なし
- #### 6 その他
- (1) 本件発生当時の収容人員は、535名であった。
 - (2) 事故者の最終生存確認時刻は、事故者がい首しているのをA看守が発見する約20分前の令和6年9月17日(火)午前5時29分頃であり、C看守部長が第
棟
階を巡回した際、事故者がベッドの上で横がしていたのか、便座に座っていたのか明確に記憶していないものの、少なくとも、便所前の床上に座り込んでいるなどの動静を認めていない。
 - (3)

- (4) 同月17日(火)午前6時35分頃、事故者の居室検査を実施した結果、
遺書と題する文面が発見された。
- (5) 同月18日(水)午後4時24分頃、神戸司法記者クラブ加盟各社、神戸司法民放記者クラブ加盟各社及び加古川記者クラブ宛てにファクシミリによる公表ペーパーの投げ込みを行ったところ、同月19日(木)午前8時30分現在、報道機関5社(5名)による電話取材が行われた。
- (6) 当センターにおいては、本年8月23日付けセンター長指示第74号「夜間、休日及び矯正指導日の勤務時間の割振りについて(試行)」に基づき、昼夜単独室の巡回時間は、30分に1回以上巡回視察することになっており、就寝時間帯における巡回についても、押し出し方式による巡回となっている。